

保護猫所有権譲渡契約書

ととのう猫カフェバーニャ（以下「甲」という。）と保護猫（ ）（以下「乙」という。）は、次のとおり譲渡動物（以下「猫」という。）の所有権譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（所有権譲渡）

1 乙は、本契約に基づき、以下の猫の所有権を甲に譲渡し、移転するものとする。

記

1. 仮名
 2. 齢
 3. 種類
 4. 性別
 5. 毛色
 6. 猫エイズ検査結果
 7. 白血病検査結果
 8. 避妊・去勢手術の有無
 9. その他疾病等
- 2 猫の所有権は、本契約の締結により甲に譲渡・移転するものとし、猫の引き渡しと同時に、猫に関する一切の責任と義務が甲に移転するものとする。
- 3 甲は、猫の飼育・管理について、適切な注意と注意義務を持ち、常に健康で快適な生活ができる環境を提供することとする。
- 4 猫に関する権利・義務については、本契約書のほか、適用される法令・規則等に従うものとする。
- 5 甲は、本契約に基づき、猫の所有権を譲受した後、別途定めるトライアル契約及び譲渡契約により、第三者に猫を譲渡することができるものとする。

第2条（譲渡の内容）

- 1 乙は、猫に対して必要な医療処置であるノミダニ駆除、3種混合ワクチン、血液検査（エイズ、白血病）、検便（寄生虫チェック）を行い、甲に診断証明書の提出を行うものとする。
- 2 乙は、猫の譲渡後に新たな疾病が発覚した場合や猫が死亡した場合でも、一切の責任を負わないものとする。
- 3 乙は、猫の病気や状態に関する虚偽の報告をしてはならず、虚偽の報告が発覚した場合

は、甲は乙に対してそれにより生じた損害を請求することができるものとする。

第3条（保護依頼費用）

1 本契約に際し、乙は甲に対し、下記の保護依頼費用を支払うものとする。

記

1.第2条1項のノミダニの駆除、ワクチン接種、検査、検便等の医療を受けた猫の場合：
25,000円(税抜)

2. 第2条1項のノミダニの駆除、ワクチン接種、検査、検便等の医療を甲が行う場合：
100,000円(税抜)

2 保護依頼費用は甲の指定する方法で、猫の引き渡しと同時に支払うものとする。

3 甲は、いかなる理由があっても、保護依頼費用の返金を行わないものとする。

第4条（猫の返還）

1 本契約締結後、甲は、いかなる理由があっても猫の返還を行わないものとする。

2 乙が猫の返還を希望する場合は、別途定めのあるトライアル契約及び譲渡契約による手続きを経ることとする。

第5条（通知義務の免除）

1 甲は、本契約締結後、猫の状況について乙に対して一切の連絡や通知を行わないものとする。

2 甲が猫を第三者に譲渡する場合、譲渡先に関する個人情報や猫に関する情報については、乙に開示しないものとする。

第6条（守秘義務）

甲および乙は、本契約の内容および本契約書に関連する事項を相手方の承諾なくして第三者にこれを漏洩し、または開示してはならない。

第7条（協議）

甲および乙は、本契約書に定めのない事項もしくは本契約書の解釈に関して疑義が生じた場合、本契約書の趣旨並びに審議誠実の原則に従い、円満解決に努めるものとする。

第8条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に際し訴訟が生じたときは、前橋地方裁判所高崎支部または高崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 群馬県高崎市上並榎町 595-12 オオサキビル 1F
社名 株式会社 BASTET ととのう猫カフェバーニャ
代表取締役 黒澤 実
電話 027-329-6888

乙 住所
氏名
電話
携帯電話
緊急連絡先氏名
緊急連絡先携帯電話